

船橋市監査委員告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、平成15年度から平成30年度の包括外部監査結果に係る措置等の状況の通知があったので、同条同項の規定により公表する。

令和2年11月25日

船橋市監査委員	中	村	章
同	齋	藤	弘之
同	松	寄	裕次
同	斉	藤	誠

年度管理番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	現在の状況 (令和2年7月1日現在)	今後の方針 (令和2年7月1日現在)
13	文化・スポーツ公社	66	指摘	年度末決算時において、得られる限りの情報を用いて6月の賞与支給額を合理的に見積り、年度末までに発生していると認められる額(6月支給見積額×4か月/6か月)を賞与引当金として計上されたい。 また、賞与引当金の計上と併せて、賞与に係る社会保険料についても賞与引当金の金額に合理的な料率を乗じた金額を未払費用等の科目で計上されたい。 更に、賞与引当金の会計基準は重要な会計方針として注記されたい。	令和元年度決算において、賞与引当金及びこれに係る法定福利費を計上した。あわせて賞与引当金の会計基準については、重要な会計方針として財務諸表に注記した。	左記のとおり措置済み。
56	公園協会	124	指摘	賞与引当金は、支給見込額を基に算定されるため、決算時において、過去の賞与の支給実績、法人業績の状況、翌事業年度の給与のベースアップ等、得られる限りの情報を用いて翌6月の賞与の支給見込額を合理的に見積り、そのうち、当事業年度に帰属する額(6月支給見積額×4か月/6か月)を賞与引当金として計上されたい。 また、賞与引当金の計上と併せて、賞与に係る社会保険料についても賞与引当金の金額に合理的な料率を乗じた金額を未払費用として計上されたい。 更に、賞与引当金の会計基準は、重要な会計方針として財務諸表に注記されたい。	令和元年度決算において、賞与引当金及びこれに係る法定福利費を計上した。あわせて賞与引当金の会計基準については、重要な会計方針として財務諸表に注記した。	左記のとおり措置済み。
65	公園協会(アンデルセン公園)	134	指摘	デンマークグッズの購入委託契約に係る物品購入手数料のような特殊な業務の積算方法について、具体的に定めた会計法令は存在せず、統一的な積算基準や作成方法を定めることは困難な一面がある。しかし、公園協会として経済性や効率性を伴った予算執行を確保するためにも、事前に委託業者から参考見積もりを徴取するだけでなく、種目別・細目別に積算された設計書を独自に作成する等、受託者から提示された物品購入手数料の合理性について検証されたい。	令和2年1月にデンマークからの仕入商品購入に係る手数料について、調査の一環として、ヨーロッパからの商品代金に対する代行手数料率や商品当りの手数料額(以下「手数料等」という。)の市場を調べたところ、概ね現執行手数料等が市場に比べ安価であることが判明した。今後は、委託先からの納入伝票に対する商品価格の適正性も併せて確認しながら、手数料等の合理性を検証していく。	次回仕入時に納入伝票と購入伝票を精査したうえで、現契約の見直しの可否や手数料等の合理性の検証について結論づける予定である。
86	清美公社	174	指摘	定款の規定(収益処理)と総会決議・会費に係る規程(出資金処理)では矛盾した処理を行うこととなり、首尾一貫性がないため、社員からの会費の位置付けを再度見直すことを実施されたい。 法人としてのガバナンスの歪みを是正するために社員数を増加させることの一環として、会費の額を見直し、年会費をして収益処理を行うことも考えられる。 一方、現在の社員数を増加させるにしても、現在の社員からの会費を出資金として位置付けるか、返還を要する預り金と位置付けるか、いずれかを検討する際にも、社員からの出資を求める必要性、又は預り金処理をする必要性を根本から問い直す必要がある。 いずれにしても、社員の会費の位置づけについて、定款と内容的に首尾一貫性がない総会決議や会費に係る規程については改定を要するものと考えられる。	検討の結果、指摘のとおり、実質的に預り金としての性格を有する収入を個人会費として取り扱っていたものと判断されるため、令和2年3月27日の理事会及び総会にて、矛盾を解消するため定款及び会費規程を整備し、会費額の見直しや基準の明確化を図り、預り金である旧会費を個人会員に返還した。又、今後において経費の支弁のための会費を徴収できることとする制度は維持しつつも、現在の公社財政状況を鑑み、当面社員からの会費徴収の必要性はないと判断し、令和2年4月1日の臨時総会にて会費の額を0円とすることを決議した。	左記のとおり措置済み。
98	清美公社	186	指摘	清美公社の理事長及び専務理事は常勤の役員として、清美公社が公表する決算書の内訳事業に係る事業成績を的確に把握し、外部に対しても会計的説明責任を的確に果たすことができる内部統制システムの整備を図り、公表用の正味財産増減計算書のみならず、その内訳事業ベースでの事業成績を把握して、内訳事業ごとの評価を十分に実施できる仕組みを構築されたい。	令和元年度決算にて公表用財務諸表及び事業別決算書を提示し、各事業の成績内訳について、定期的に収支状況を説明することで、各内訳事業ごとに成績評価を行う手法を導入した。これにより理事長等役員において詳細情報を把握し説明責任を果たせる体制となっている。	左記のとおり措置済み。

年度管理番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	現在の状況 (令和2年7月1日現在)	今後の方針 (令和2年7月1日現在)
99	清美公社	189	指摘	清美公社の理事長及び役員は単に公益目的事業会計や収益事業会計等の合計数値だけを認識して、収支相償の状況や収益の発生状況を概括的に見るだけでは清美公社の業績を十分に評価することはできない。これら公益目的事業会計や収益事業会計の内訳事業の経常収益及び経常費用、そしてそれらの差額である当期経常増減額の発生状況を把握し検証することにより、各事業又は担当部門等の直接的な評価を行い、併せて、法人会計で発生している経費をどのような事業に対して適切に負担するべきであるか等について、清美公社内部で確立された事業評価手法を構築されたい。	令和元年度決算にて公表用財務諸表及び事業別決算書を提示し、各事業の成績内訳について、定期的に収支状況の資料を説明することで、各内訳事業評価を行う手法を導入した。これにより理事長等役員においても更なる詳細情報を把握できるようになり、経営トップとしての説明責任を果たせる体制が充実強化された。なお、法人会計の経費についても、事業別決算書の各内訳事業に合理的に按分して算入したうえで成績評価を行った。又、公表用財務諸表においては他会計振替を通じて決算時に措置を講じた。	左記のとおり措置済み。
101	清美公社	194	指摘	清美公社の事務局は、自ら作成している内訳事業別の収支状況一覧表の意味するところを十分に理事長等役員に周知し、当該契約案件が清美公社の損益状況に重要な貢献をしている意味を説明するとともに、その剰余金比率と剰余金額が極めて大きい原因を分析して、適正な剰余金比率として認められるか否か、公益社団法人である限り、合理的な根拠のある説明を法人内部においても、また、市所管課等(グリーン推進課及び下水道施設課)に対しても早急に実施されたい。	令和元年度決算において、事業別内訳表の現在の状況を示し、主要黒字事業をはじめとする各事業ごとの収支状況を理事長等役員及び市関係課に説明した。又、各事業の剰余金比率について分析し、各事業間で著しく剰余金比率に格差がある場合には、人件費等の配分の見直し(人員配置の変更など)やその他、諸経費按分率の見直しなどにより各事業ごとの損益計算を改善した。剰余金の在り方については、公益事業を今後安定的、継続的に維持するための原資としての必要額(公社運営に必須の車両運搬具や本社屋などの固定資産の適切な維持更新及び職員退職給付の安定的な支給が今後長期に亘り維持できるような必要額)を確保しながらも、公益法人の基本原則である収支相償、遊休財産保有限度額を恒常的に維持できるような剰余金額で推移していくことが望ましいと考えており、これを負担するための長期計画をもったうえで毎期の決算状況を点検していくこととする。	左記のとおり措置済み。
102	下水道施設課	194	指摘	清美公社が受託している高瀬下水処理場運転管理等業務に係る市所管課(下水道施設課)は、今後については、3年に一度の包括委託契約の締結等において、これまでの標準的な単価を検討することなく採用するのではなく、その単価の算定される過程や基準とされた年度等を検証されたい。	令和2年4月に行った高瀬下水処理場運転委託の設計業務においては、下水道施設維持管理積算要領の最新の歩掛り、千葉県積算基準の最新の単価を採用し、適切な設計金額の算定に努めた。また、複数の業者より当該運転管理委託費の見積を徴取することにより、採用した歩掛り、単価の妥当性を確認した。	左記のとおり措置済み。

年度 管理 番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	現在の状況 (令和2年7月1日現在)	今後の方針 (令和2年7月1日現在)
110	清美公社	203	指摘	清美公社は、公益目的事業に区分されている西浦下水処理場運転管理業務と収益事業に区分されている高瀬下水処理場運転管理等業務との区別の合理性について、再度見直しを行われたい。	両下水処理場の区別の合理性について再度検討したが、西浦下水処理場は自治法上の公の施設であり、その受託にあたっては「公共用水域の水質保全」「生活環境の保全」「大雨による浸水被害の防除」を達成するため、公社の有する様々なノウハウを生かし、安価かつ効率性、正確性、安全性に寄与した業務を遂行しており、その公益性については認定時より現在においても変わらないものと考えている。一方、高瀬下水処理場にあつては、確かに下水処理場としての機能や住民福祉に寄与するという性格については西浦下水処理場と同様であると考えているが、高瀬下水処理場においては民間営利企業とのJVにより受託しており、その入札価格の決定や包括受託における具体的な運転管理方針の決定について、民間営利企業との協議により行われており、必ずしも公社の公益性のみが優先されるとは言い難い側面もあることから「公益事業」として位置づけることは難しいと考えているため、当面は現在の事業区分で対応していきたいと考えている。しかし、今後の公益認定制度、認定基準などの変化に応じて見直しを行う。	左記のとおり措置済み。
111	清美公社	203	指摘	公益目的事業に区分されている浄化槽汚泥清掃業務と収益事業に区分されている浄化槽保守点検業務の業務としての同一性を再度検討し、それらの業務の公益性の有無を検証し、両区分の見直しにつなげられたい。 併せて現在は異なる部門で業務を実施されている両業務の今後の実施方針として、清美公社の組織のあり方にとって、より効率的で効果的な実施方法を検討されたい。	両事業については、浄化槽の維持管理に関する契約として、発注者にわかりやすいよう、ひとつの契約書で契約を取り交わしているものであるが、浄化槽汚泥清掃業務については、市町村の許可のもとバキューム車を使用し、市の固有の事務である一般廃棄物を収集し市の処理施設に運搬を行うことから公益事業として位置付けている。一方、浄化槽保守点検業務については、県又は保健所設置市の登録のもと浄化槽管理士の有資格者が多数の器具・機材を貨物車に搭載し、浄化槽内の水質管理や付帯設備の機能が正常に動作しているかなどの維持管理を行うことなどから、両事業の同一性はないものと考えている。また、現時点では、現行体制により引き続き業務を執行することが効率的で効果的であると考えているため当面は現行体制を維持していきたいと考えている。	左記のとおり措置済み。

年度 管理 番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	現在の状況 (令和2年7月1日現在)	今後の方針 (令和2年7月1日現在)
112	清美公社	203	指摘	公益目的事業に区分されている24時間緊急対応業務と収益事業に区分されている給排水設備等清掃業務との区別の合理性について、有料作業に関連した緊急対応業務部分の位置付けについて、両業務の連続性にに基づき見直しを行われたい。	24時間緊急対応業務は、市民の生活環境と安全の確保に寄与することを目的として無料で電話相談を行い、その解決に向けた助言を行う業務であり、業務開始以来、市民からの信頼を獲得し、年々相談件数も増加しており、市民生活に必要不可欠な事業として地域に広く浸透しているものと考えている。電話による助言で解決できない場合には相談者からの要請により公社職員が出動し、設備の修理等を行うことで、一連のトラブルが終結する事案も多いことから、結果的には指摘されたように、無料相談と有償業務との連続性が生じる場合もあるものの、必ずしも有償業務に繋がるわけではないこと、公益認定時からその業務目的や内容の変更がないことから、24時間緊急対応業務については引き続き、公益事業に区分していきたいと考えている。また、相談者のニーズを満たすためには相談から解決までの一貫性をもった対応は不可欠であることから、引き続き現在の体制において業務を行いたいと考えている。 なお、24時間緊急対応業務から連続して有償業務に従事した際に発生する職員の費用について、令和元年度決算において、収益事業へ区分経理するよう見直しを行った。	左記のとおり措置済み。
115	清美公社	215	指摘	理事と社員が実質的に全く同一である現在の状況は、理事に対する社員の監督機能が機能不全に陥ることを意味しており、一刻も早く理事と社員の同一性を見直すことにより、社員総会による理事への監督機能を有効に働かせるような社員及び理事の構成に変更されたい。 そして、清美公社は現在の理事構成と社員構成の完全な一致状態におけるガバナンスの機能について、公益社団法人として期待されるガバナンス機能と比較した場合に極めて重要なリスク(目的阻害要因)があることを適切に認識し、理事構成や社員構成の本来のあり方について主体的に再構成し、公益法人に相応しい組織改革を実現されたい。	理事と社員の同一性を解消するため令和2年4月1日の理事会及び総会にて社員を増員しガバナンスの強化を図った。	左記のとおり措置済み。
116	清美公社	215	指摘	理事の人選については、船橋市に推薦依頼をする現在の形式のみに限る必要はなく、公募や他の関連団体への推薦依頼も含め、広く人選を進められたい。	検討の結果、船橋市の財政援助団体である関係や市の固有の事務である一般廃棄物の処理等を担っている性格などから、直ちに公募等の手段をとることは難しいと考えている。なお、現在の理事の選任方法については市の推薦を得た者を候補者としているが、総会において適正な審査を行い選任しており、公益社団法人の運営能力についても一定の見識を有していることから、相互牽制機能についても担保されているものとする。	左記のとおり措置済み。
118	清美公社	217	指摘	船橋市職員OBを理事に選任することは直ちに認定法第5条第11号に抵触するものではないが、当該条項の趣旨に照らして清美公社の理事構成を見直す際には、船橋市職員OBの理事の人数について理事の総数の3分の1以下にするよう現在の理事会で審議されたい。	市行政とも密接する業務を行う性格上、当面は市関係者以外から理事を登用することは考えていないが、牽制機能の強化にあたっては令和元年度より外部の会計専門家等を監事に迎えたことによって一定程度確保できたものと考えている。 今後、理事構成を見直す際には、市職員OBの理事の人数について理事会で審議する。	左記のとおり措置済み。